

『日本書紀』における人物造形

―推古天皇代の物語性―

井上 さやか

一 はじめに

二〇一五年四月に、明日香村と桜井市・高取町とが合同で申請した「日本国創成の時―飛鳥を翔た女性たち―」が、「日本遺産」に認定された^①。古代は女帝の時代ともいわれ、ことに飛鳥は初の女性天皇であった推古天皇が誕生した地でもある。ほかに、日本初の出家者は善信尼という女性であったし、額田王などの女性歌人が活躍した時代でもあった。「日本遺産」とは、そうした土地にまつわる特色を通じて文化や伝統を語るストーリーとして認定する取り組みであり、観光アピールなどにつなげるものであるという。第一段として認定された全国一八の「日本遺産」のうちの一つが、当館の所在地である明日香村に深く関わる内容であることから、興味深く感じている。

また、来る二〇二〇年は、『日本書紀』が完成してから一三〇〇年の節目の年である。奈良県は「記紀万葉プロジェクト」と銘打ち、県の施策として、『古事記』一三〇〇年とあわせて数年前から文化

資源のひとつとして活用を模索する取り組みを実施している^②。その取り組みに携わる一人として、歴史書としての側面ばかり注目されがちな『日本書紀』の文学的な魅力を、もつと発見し発信していきたいという思いもある。

そこで本稿では、『日本書紀』の中でも、推古天皇代における記述について注目してみたい。

推古天皇をはじめとした女性天皇についての研究は、明治期の喜田貞吉に始まり^③、折口信夫に代表される、女帝イコール巫女という説^④、あるいは井上光貞によって体系化された、女帝イコール中継ぎという説^⑤、の大きな二つの流れを形成したといえる。そうした歴史学の成果は文学研究においても援用され、『万葉集』にみえる「中皇命」の例などから、「女帝」は男性天皇の中継ぎであるというように、それが支配的であった。近年では、従来の見方が批判されてもおり、ことに推古天皇に関しては、かつての蘇我馬子の傀儡という見方から、むしろ台頭する馬子をコントロールしていたと評価されている^⑥。

周知のとおり、歴史は解釈であり、事実はその自体として存在するのではない^⑦。認識論の問題以前に、歴史書に書かれているからといってそれが事実というわけではないことは、必ず念頭に置いておかねばならないことである。たとえば、『古事記』や『日本書紀』において「天皇」という称号は、神武天皇以降、当然のように用い

られるが、現時点で出土木簡などから使用が確実視されているのは、天武天皇代以降である⁸。また、人型埴輪の出現年代についても、『日本書紀』（巻第六）では、垂仁天皇二十八年とされており、単純に計算すれば紀元前二十三年ということになるが、考古学的には埴輪は古墳時代（三〜七世紀）のものであり、人型埴輪に至っては六世紀以降のものである。また人型埴輪が誕生する契機となったとして『日本書紀』に描かれている大量殉葬の風習も、考古学的には確認されていない⁹。

しかし、そうした歴史書の記述と事実との相違は、案外見過ごされがちでもあるようである。『古事記』と『日本書紀』のどちらが「正しい」のかという問いや、『日本書紀』に書かれていることが「史実」であり『古事記』や『万葉集』や古風土記の記事は誤謬であるというような先入観に、しばしば遭遇するのも事実である。

言葉によって表現されるあらゆる事象は、物事のある一面を、発信者の認識に基づいて言葉に置き換えたものである。観る角度や発信者の認識の違いによって、同じ事件でも様相は驚くほど異なる場合があるのは、名作「藪の中」の例を持ち出すまでもないだろう。そして史書を読む時点において解釈されたものが「歴史」であり、いわば発信者ごとに、読者ごとに、それぞれの「真実」がある。それは現代であろうが古代であろうが同じであり、もしも古代文献の一記述がただちに当時起こった「事実」を伝えているとみなすなら

ば、それは一種の幻想であるといわねばなるまい。

文学の側からその問題を考えるとすれば、ことに時代を隔て原資料も少ない古典文学研究において、問題の所在と結論を「史実」の解明や「事実」の再構築に置こうとすれば、仮定の「正しさ」という呪縛に絡め取られ、文学そのものをとらえる妨げにもなりかねない。

そうした考えから、本稿における問題の所在と考察の対象として、記述された言葉にあらわれる人間感情に照明をあてることを試みてみたい。ことに、最初の女性天皇である推古天皇の『日本書紀』における描かれ方と挿入されたエピソードに着目する。

二 最初の女性天皇

喜田貞吉が「女帝」について整理したように、記紀に「天皇」として描かれていない神功皇后や飯豊王女を除外し、「女帝」のはじめといえるのが推古天皇である。

「女帝」の議論については、折口信夫の巫女説にも、井上光貞の中継ぎ説にも、ともに疑問点が指摘されており、その折衷説である上田正昭による三期に亘る変遷をみる説¹⁰にも、やはり問題が指摘されている。そうした研究経緯については、佐藤敦史氏の論に詳しい¹¹。日本史上に登場する女性天皇は、次のとおりである。

- 1 推古天皇（第三三代／在位五九二～六二八）
- 2 皇極天皇（第三五代／六四二～六四五）
- 3 齊明天皇（第三七代／六五五～六六一）
- 4 持統天皇（第四一代／六八六～六九七）
- 5 元明天皇（第四三代／七〇七～七一五）
- 6 元正天皇（第四四代／七一五～七二四）
- 7 孝謙天皇（第四六代／七四九～七五八）
- 8 称徳天皇（第四八代／七六四～七七〇）
- 9 明正天皇（第一〇九代／一六二九～一六四三）
- 10 後桜町天皇（第一一七代／一七六二～一七七〇）

実に八代までは飛鳥時代から奈良時代に即位している。古代が女帝の時代といわれる所以である。重祚も含まれることから、実際には八人、古代だけで六人の女性が天皇位に就いたということになる。女帝が二代続く例や皇后経験者でない例がある点、讓位制や皇太子制の確立以前に「中継ぎ」という概念が成立し得ない点など、「古代の女帝」とひとくくりには論じ得ないようである。

ただ、彼女たちの治世は、中央集権国家を目指す過程や完成に伴う画期にあたっていても言い得る。ことに文学研究の側からみて興味深い点は、古代の女性天皇代に、現存する上代文学の主要文献

が軒並み完成していることである。

- 七十二年 『古事記』成立（元明天皇）
- 七十三年 風土記編纂の官命（元明天皇）
- 七二〇年 『日本書紀』成立（元正天皇）
- 七五一年 『懷風藻』成立（孝謙天皇）
- 七五九年 『万葉集』最終歌 ※これ以降に歌集成立

種をまき育てたのはそれ以前の男性天皇たちであり、女性天皇たちはあくまでも偶然、完成の時期に行きあわせたに過ぎない、という言い方も可能ではある。

しかし、たとえば『古事記』の序文を信じるとすれば、国史の編纂を命じたのは天武天皇であるが、その没後に途絶えていた編纂事業の完成を命じたのは、元明天皇であったという。

是に、天皇詔ひしく、「朕聞く、諸の家の齎てる帝紀と本辭と、既に正實に違ひ、多く虚偽を加へたり。今の時に當りて、其の失を改めずは、幾ばくの年も經ずして其の旨滅びなむとす。斯れ乃ち、邦家の經緯、王化の鴻基なり。故惟みれば、帝紀を撰ひ録し、舊辭を討ね竅めて、偽を削り實を定めて、後葉に流へむと欲ふ」とのりたまひき。時に舍人有り。姓は稗田、名は阿

禮、年は是廿八。人と爲り聴く明くして、目を度れば口に誦み、耳に拂るれば心に勅す。即ち、阿禮に勅語して、帝皇日繼と先代舊辭とを誦み習はしめたまひき。然れども、運移り世異りて、未だ其の事を行ひたまはず。(中略)

焉に、舊辭の誤り忤へるを惜しみ、先紀の謬り錯へるを正さむとして、和銅四年九月十八日を以て、臣安萬侶に詔はく、「稗田阿禮が誦める勅語の舊辭を撰ひ録して献上れ」とのりたまへば、謹みて詔旨の隨に、子細に採り摭ひつ。(『古事記』序文)

元明天皇代にはほかにも、風土記撰上の官命が下されもしている。また、『古事記』と並び称され、六国史の最初である『日本書紀』は、同じく女性である元正天皇代に完成した。また、現存する最古の漢詩集である『懷風藻』が完成したのも、孝謙天皇の代である。

なお、『万葉集』の最終歌の作歌年次は七五九年であるが、編纂年次は判然としない。大伴家持(七八五年没)が編纂に関わっていた可能性が高いとしても、それ以降の人の手が入っていることは疑えない^⑩。現存する物と同じ「二〇卷」と明記された『万葉集』への言及は、『後拾遺和歌集』(一〇八六年)の序文が初出である。そのため、現在いうところの『万葉集』を指しているかどうかはわからないのであるが、『栄華物語』(一〇二八〜三七年)において、孝謙天皇の御代に橘諸兄をして『万葉集』を選ばせたという記事がある。

現存する『万葉集』そのものではないかもしれないが、そうした言説が生まれる何らかの背景が孝謙天皇代にあったという可能性はある。その孝謙天皇(称徳天皇)もまた女性である。

遷都に関わる事績をみても、同様の感懐が去来する。

- 六〇三年 小墾田宮遷居(推古天皇)
- 六四三年 飛鳥板蓋宮遷宮(皇極天皇)
- 六五六年 後飛鳥岡本宮造営(齐明天皇)
- 六九四年 藤原宮遷都(持統天皇)
- 七一〇年 平城京遷都(元明天皇)

推古天皇代に飛鳥に歴代の宮が営まれ始め、持統天皇代に初の中国式都城であった藤原京への遷都がなされ、元明天皇代に平城遷都がなされた。このほか吉野離宮の造営なども齐明天皇代と持統天皇代に特徴的であり、齐明天皇は両槻宮や狂心渠を築造したことで知られている。

さらに、目下の関心事である推古天皇代には、飛鳥寺が完成し、中国式の暦がもたらされ、初の葉獵が行われ、作庭技術や伎楽などの外来文化ももたらされた。

そうした古代日本の女性天皇たちは、他国の女性の為政者たちの例とくらべてみると、人数的にも事績としても突出している。六世

紀八世紀の女性の為政者として、次の名が知られる。

善徳女王（新羅／六三二～六四七）

真徳女王（新羅／六四七～六五四）

武則天（武周／在位六九〇～七〇五）

エイレーネー（東ローマ／在位七九七～八〇二）

いずれも推古天皇よりは後の在位である。歌垣や食文化など、共通点も多い東アジア文化圏においても、推古天皇という女性天皇の登場は最初の事例であり、東ローマ帝国のエイレーネーにいたっては、時のローマ教皇レオ三世は即位を認めていなかった¹³⁾。

これらを踏まえた上で、国史である『日本書紀』が、初の女性天皇をどう描き、どう位置付けているかについてみていきたい。

三 推古天皇の人物造形

推古天皇に関する研究の従来の観点は大きく二つにまとめられる。一つめは女性天皇について、二つめは厩戸皇子（聖徳太子）や蘇我馬子との関わりについてである。いずれも歴史学的な関心であるといえる。

推古天皇代については、膨大な研究史の蓄積がある。ただし、推

古天皇自身というよりは、厩戸皇子（聖徳太子）と蘇我馬子という古代史上あまりに著名な人物が活動した時期であることから、彼らを中心に言及されてきた感は否めない。

推古紀の物語性を考える際にも、まず想起されるのは厩戸皇子にまつわる挿話群である。厩での出生や片岡山での飢者との邂逅など、後世に聖徳太子伝説を形成する核となる物語が、すでに『日本書紀』において記されているのはよく知られたことである。一方で、推古天皇自身の挿話については、あまり大きく取り上げられてはこなかった。

文学的な視点からみると、『日本書紀』において、推古天皇はきわめて優れた人物として描かれていることが興味深い。たとえば次のような例である。

豊御食炊屋姫天皇は、天国排開広庭天皇の中女なり。橘豊日天皇の同母妹なり。幼くましまししときに額田部皇女と曰す。姿色端麗にして、進止軌制あり。年十八歳にして、立ちて淳中倉太玉敷天皇の皇后と為りたまひ、三十四歳にして、淳中倉太珠敷天皇崩りましぬ。三十九歳にして、泊瀬部天皇の五年の十一月に当りて、天皇、大臣馬子宿禰の為に殺せられたまひぬ。嗣位、既に空し。群臣、淳中倉太珠敷天皇の皇后額田部皇女に請して、踐祚さしめまつらむとす。皇后辞讓びたまふ。百寮、上

表りて歎進る。三に至りて乃ち従ひたまふ。因りて天皇の璽印を奉る。
（『日本書紀』卷第二十二 推古天皇即位前紀）

見目麗しいだけでなく、立ち居振る舞いも人々の規範となるべき人物であり、崇峻天皇亡き後、群臣から皇位継承を待望されても二度まで断り、三度目にしてようやく応えたという。これらの漢文表現については、『後漢書』の記述との類似が指摘されている。これが事実であったかどうかはともかく、中国の史書を踏まえつつ、謙虚さを兼ね備えた賢帝として描こうとした意図が窺える。

また、次のような蘇我馬子への発言も、同様の人物像を浮かび上がらせている。

冬十月の癸卯の朔に、大臣、阿曇連「名を闕せり」・阿倍臣摩侶、二臣を遣して、天皇に奏さしめて曰さく、「葛城県は、元臣が本居なり。故、其の県に因りて姓名を為せり。是を以ちて、冀はくは、常に其の県を得りて、臣が封県とせむと欲ふ」とまをす。是に天皇、詔して曰はく、「今し朕は蘇何より出でたり。大臣は亦朕が舅たり。故、大臣の言は、夜に言さば夜も明さず、日に言さば日も晩さず、何の辞をか用ゐざらむ。然るを、今し朕が世にして、頓に是の県を失ひてば、後の君の曰はまく、『愚痴の婦人、天下に臨みて頓に其の県を亡せり』とのたまは

む。豈独り朕の不賢のみならむや。大臣も不忠になりなむ。是、後葉の悪名ならむ」とのたまひて、聴したまはず。
（推古天皇三十二年十月）

推古天皇は、叔父にあたる蘇我馬子の傀儡とみなされてきたきらいがあるが、少なくとも叙述の上では、そうした立場に甘んじてはいないように見受けられる。なお、「愚痴の婦人」という自称は、仏教用語である三毒のうちの一つ「痴」を踏まえた発言であったとすれば、仏教興隆の時代の天皇に相応しい発言ともいえるだろう。賢帝という人物像は、その晩年にも貫かれている。

秋九月の己巳の朔にして戊子に、始めて天皇の喪礼を起す。是の時に、群臣、各殯宮に誅まをす。是より先に、天皇、群臣に遺詔して曰はく、「比年、五穀登らず。百姓大きに飢う。其れ、朕が為に陵を興てて厚く葬ること勿れ。便ち竹田皇子の陵に葬るべし」とのたまふ。
（推古天皇三十六年九月）

民への飢饉の影響を憂えて、自分のために新たな陵墓を営むことを禁じており、徳のある天皇として描かれているといえよう。その死を暗示させる描写にも、「日、蝕え尽きたること有り」（推古天皇三十六年三月）と、これも『後漢書』などにならないつつ、日

蝕が崩御の予兆として記されている。中国史書の「五行志」にあるような天地自然の記事が、人事の予兆や風刺に多用されている。

推古天皇は、自分の後継者を明確には指名しなかったようであるが、病床でそれと目されていた二皇子と接見し、助言を与えてもいる。

壬子に、天皇、病甚しくして、諱むべからず。則ち田村皇子を召して謂りて曰はく、「天位に昇りて鴻基を經綸め、万機を馭らして黎元を亭育することは、本より輒く言ふものに非ず。

恒に重みする所なり。故、汝慎みて察にせよ。輒く言ふべからず」とのたまふ。即日、山背大兄を召して教へて曰はく、「汝は肝稚し。若し心に望むと雖も、諛言すること勿れ。必ず群言を待ちて従ふべし」とのたまふ。
(推古天皇三十六年三月)

田村皇子は次に舒明天皇として即位する人物であり、ここでも為政者としての心構えや言動を簡潔に伝えていることから、次の皇位が暗示されているが、一方の厩戸皇子の忘れ形見である山背大兄には、口を慎み群臣の言葉を酌むよう助言している。こうした記述については、舒明天皇の即位を正当化するための後代の書き入れであった可能性も指摘されている。⁵⁾

また、厩戸皇子や蘇我馬子の事績というわけではなくとも、推古紀が初出という事柄は多い。たとえば次のような記事である。

冬十月に、百済の僧觀勒来り。仍りて曆本と天文・地理の書、并せて遁甲・方術の書とを貢る。是の時に、書生三四人を選びて、觀勒に学び習はしむ。
(推古天皇十年十月)

中国曆の導入とそれに伴う宮廷儀礼の実施は、この時に始まったといわれている。たとえば、宮廷儀礼の一つである五月五日の「薬獵」も、推古紀にある次の記事が初出である。

十九年の夏五月の五日に、菟田野に薬獵す。鶏鳴時を取りて、藤原池の上を集ふ。会明を以て乃ち往く。粟田細目臣を前の部領とし、額田部比羅夫連を後の部領とす。是の日に、諸臣の服の色、皆冠の色に隨ひ、各髻華を着せり。則ち大徳・小徳は並に金を用ゐ、大仁・小仁は豹尾を用ゐ、大礼より以下は鳥の尾を用ゐたり。
(推古天皇十九年五月)

一月七日の「人日」についても同様である。この記事には和歌も含まれている。

二十年の春正月の辛巳の朔にして丁亥に、置酒して群卿に宴す。是の日に、大臣、寿上りて歌して曰さく、

やすみしし 我が大君の 隠ります 天の八十蔭 出で立
たす みそらを見れば 万代に かくしもがも 千代にも
かくしもがも 畏みて 仕へ奉らむ 拝みて 仕へまつら
む 歌づきまつる

とまをす。天皇、和へて曰はく、

真蘇我よ 蘇我の子らは 馬ならば 日向の駒 太刀な
らば 呉の真刀 諾しかも 蘇我の子らを 大君の 使は
すらしき

とのたまふ。

(推古天皇二十年正月)

これらは蘇我馬子と斉明天皇による唱和の記録である。馬子が寿上した長歌の冒頭部である「やすみしし 我が大君」とは、『万葉集』巻一・三六番歌などにみられる、天皇讃歌に特徴的な表現である。持統天皇・文武天皇の時代に活動した柿本人麻呂に特徴的な表現とされ、この歌が推古天皇代に詠まれていたとすればかなりさかのぼる時期の例となる。歌によって仕えまつるという君臣和楽の思想も、中国式の律令国家としての体裁が整ってから、聖武天皇代の行幸讃歌などにみられる発想である。記紀歌謡は後から挿入された場合もあることが指摘されており、この歌も、史実ということではなく、叙述上の必要から後代の歌が活用され、挿入された可能性がある。

それに和した推古天皇の歌は、蘇我氏礼賛の寿歌である。日向の駒や呉の真刀になぞらえて、大君が蘇我一族を使うのはもつともなことだと讃えている。その表現には、自敬表現ともいえる部分もあるが、宮廷で詠まれた歌であり御製ではなかった可能性も捨てきれない。

和歌や内密の会話文など、さながらドラマの一シーンのようなこれらの臨場感あふれる記述は、そもそも、いつ・誰が見聞き、文字化し得たのだろうか。

和歌や会話文を記録するには、独特の記載方法が考案されている必要があるだろう。ことに和歌は、漢文体での記録は困難であり、それゆえにいわゆる万葉仮名が開発されたと考えられている。

万葉仮名による和歌の表記が実際にはいつ頃始まったのか、まだ断定はできないが、現時点での最古例は七世紀中頃の万葉仮名で書かれた歌木簡である¹⁷。それからさらに半世紀近く遡る推古天皇の時代に、リアルタイムで和歌が文字として記録されていたとは、今のところ考え難い。推古天皇二十八年に、厩戸皇子と蘇我馬子が「天皇記」や「国記」などを記録したという記事もみえるが、いずれも現存せず、実際に記録されていたとしても、漢文体で書かれていた可能性が高いのではないだろうか。

そうであるとすれば、今更言うまでも無いことではあるが、誰かが後代に、和歌や会話文などを叙述したと考えるのが自然である。

核となるべき事柄が口承されていたとしても、あるべき「歴史」として、記すべき事績が取捨選択され、再構成されたと考えられる。推古紀については、その用語の偏在などから、少なくとも一部は大室元年（七〇一）以降、一部はさらに後の養老二年（七一一）以降にも加筆があることが指摘されている。¹⁸⁾

それが何らかの政治的意図に基づいていたとしても、推古天皇の賢く謙虚で徳のある人物造形を志向していたらしいことは、女性天皇の位置付けを考える上でも、見過ごしにできない点であろう。

四 推古天皇代における挿話

前節において述べたように、推古天皇自身の人物造形もさることながら、その他の挿話にも興味をそそる内容が散見される。

聖徳太子にまつわる挿話意外にも、国内外からの珍しい動物（鶴・孔雀・白鹿・白雉など）の献上記事や、桃や李などの植物の開花記事もあり、中国史書の「五行志」にもとづく天皇の政治の徳を示す瑞祥やその他の予兆が描かれている。中国において、瑞祥が得られるのは聖天子の証であり、大和においても、瑞祥を描くことでそれに匹敵する聖帝であることを示すことができた。

しかし、そうしたことでは説明し得ない、不思議な挿話もみえる。

三年の夏四月に、沈水、淡路島に漂着れり。其の大きさ一圍なり。島人、沈水といふことを知らずして、薪に交てて竈に焼く。其の烟氣、遠く薫る。則ち異なりとして献る。

（推古天皇三年四月）

二十五年の夏六月に、出雲国の言さく、「神戸郡に瓜有り。大きき缶の如し」とまをす。

（推古天皇二十五年六月）

二十七年の夏四月の己亥の朔にして壬寅に、近江国の言さく、「蒲生河に物有り。その形、人の如し」とまをす。

秋七月に、攝津国に漁父有りて、罟を堀江に沈けり。物有りて罟に入る。其の形、児の如し。魚にも非ず、人にも非ず、名けむ所を知らず。

（推古天皇二十七年）

これらは短い記述ばかりであるが、読後に何とも不思議な後味を感じさせる。

推古天皇三年四月の「沈水」（沈水香木・沈香）の記事は、「異なり」として献上していることから、あるいは吉兆として描かれているのかもしれない。

沈香とは、東南アジアに生息するジンチョウゲ科の植物であり、風雨や病害虫などにより木部に傷を受けると、その部分を防護す

のために樹脂を分泌し蓄積する。それを乾燥させたものは香木として珍重され、とくに質の良い物を伽羅という。沈香も伽羅も、現代でも用いられる代表的な香木の一つである。常温では無臭であるが、熱すると独特の芳香を放つ。樹脂を分泌し蓄積した状態は非常に重く、水に沈むことから「沈水」「沈香」と呼ばれた。

日本列島の内海にある淡路島に、水に沈む性質を持つ東南アジアの天然香木が流れ着く可能性は極めて低いように思われるが、当時の人的往来が皆無であったとはいえず、何らかの人為的な理由によって、淡路島に漂着した可能性は否定できない。なお、前後の記事は仏教に関わる内容であり、それとの関連を考えてみるべきかもしれない。

二十五年六月の「瓜」の話は、実際に起こった事柄だったとしても、なぜことさらに記録する必要があったのか、古代においては書くべき内容だったのだろうか、今となっては意図が十分にはわからない。出雲国神戸郡（神戸郡）は、現在の島根県出雲市にあたり、郡名は神門（鳥居）を献納した神門臣伊加曾然に連なる一族の居住地であったことに拠る、と『出雲国風土記』には記されている。『出雲国風土記』に特有の意美豆努命が、国引きをした際の綱と伝えられる藪の松山（藪の長浜）がある郡である。「缶」とは、『和名抄』に「盆、俗云保止岐、瓦器也。爾雅云、盆謂之缶」とあり、胴が太く口が小さい、酒や水を入れる素焼きの器を意味した。『出雲国風土記』に

は産物として「瓜」は明記されていないが、「缶」のような大きさの瓜がなるのは尋常なことではなかったからこそ、推古紀に記録されたと考えられる。

二十七年四月と七月の記事は、ともに人魚を思わせるエピソードであり、連続して記されていることも留意される。これらは何かを予兆するものとして描かれたものだろうか。『聖徳太子伝暦』（九一七年）には、人魚は瑞祥ではなく「国禍」であると書かれているが、七世紀初めに同様の発想があったかどうかは定かでない。ただ、人のような形の何かよくわからない物体というのは、現代の目で見るとどこか不気味さをぬぐえない。

ほかに、二十八年十二月に「天に赤氣有り」と記されているものの、当該記事については、『魏志』や『晋書』にあるような陰謀や兵気とも理解し難い例がある。いずれも、その記述の意図はすでに判然としないというほかない。

先の人形の物体の記事の直前には、次のようなエピソードも記されている。

是の年に、河辺臣「名を闕せり」を安芸国に遣して、船を造らしむ。山に至りて船材を覓ぐ。便ち好き材を得て、名ざして伐らむとす。時に人有りて曰く、「霹靂の木なり。伐るべからず」といふ。河辺臣の曰く、「其れ雷の神なりと雖も、豈皇の命に

逆はむや」といひて、多く幣帛を祭りて、人夫を遣りて伐らしむ。則ち大雨ふりて、雷電す。爰に河辺臣、劍案りて曰く、「雷神、人夫を犯すこと無れ。我が身を傷るべし」といひて、仰ぎて待つ。十余霹靂すと雖も、河辺臣を犯すこと得ず。即ち少魚に化りて、樹の枝に挟れり。即ち魚を取りて焚く。遂に其の舶を修理りつ。

(推古天皇二十六年是歳条)

推古天皇が河辺某を現在の広島県に派遣して、船を造らせたという内容であるが、よい船の材を見出したものの、ある人からこれは「霹靂の木」であるから伐つてはならないと警告されたとある。「霹靂の木」とは、よく落雷する木を意味し、雷神が宿る神木として畏れられていたとみられる。しかし、雷神といえども天皇のご命令には逆らえないとして、神祀りを行った後、人夫に木を伐らせようとした。ところが俄に大雨となり雷鳴が轟き、河辺臣は雷神に向けて挑むように、人夫を傷つけずに我が身を傷つけよと剣を掲げて待った。十回以上も落雷はあったが、ことごとく河辺臣を傷つけることはできず、ついに雷神は「少魚」になって「樹の枝に挟」ったので、それを取って焼いたという。それにより、「霹靂の木」は伐られ、船が完成したのであり、推古天皇の命令が雷神に勝ったということになるだろう。もともとあった「霹靂の木」にまつわる挿話と推古天皇とを関連づけ、記載された可能性が考えられる。

それにしても、推古天皇二十六年から二十七年にかけて唐突に現れる、魚と化す雷神や人形の物体などの挿話は、不思議な魅力を放っている。『日本書紀』に、政治的な記事や中国史書に基づく叙述だけに留まらない、文学的な興味を感じる所以である。

また、推古天皇代には、飛鳥寺が完成するのをはじめとして、さまざまな仏法興隆政策がとられている。女人高野などがあるように、後世には一般に仏教において女性を忌避する傾向が顕著であるが、日本初の出家者となった人物とは女性であった。後の推古天皇を皇后としていた敏達天皇の時代の記事である。

是の歳に、蘇我馬子宿禰其の仏像二軀を請け、乃ち鞍部村主司馬達等・池辺直水田を遣して、四方に使用して修行者を訪ひ覓めしむ。是に唯播磨国にのみ、僧還俗の者を得。名は高麗の恵便といふ。大臣、乃ち以ちて師とし、司馬達等が女島を度せしむ。善信尼と曰ふ「年十一歳」。又善信尼の弟子二人を度せしむ。其の一は、漢人夜菩が女豊女、名は禪藏尼と曰ひ、其の二は、錦織壺が女石女、名は惠善尼と曰ふ「壺、此には都符と云ふ」。馬子独り仏法に依りて三尼を崇敬す。乃ち三尼を以ちて、氷田直と達等とに付けて、衣食を供へしむ。仏殿を宅の東方に經営り、弥勒の石像を安置しまつる。三尼を屈請し、大会の設齋す。此の時に、達等、仏舍利を齋食の上に得たり。舍利を以ち

て、馬子宿禰に献る。馬子宿禰、試に舍利を以ちて、鉄の質の中に置きて、鉄の鎚を振ひて打つ。其の質と鎚と、悉に摧壊れぬ。而れども舍利は摧毀るべからず。又、舍利を水に投る。舍利、心の所願の隨に、水に浮沈む。是に由りて、馬子宿禰・池辺氷田・司馬達等、仏法を保ち信じて、修行すること懈らず。

〔『日本書紀』卷第二十 敏達天皇十三年是歲条〕

当該部分は、日本最初の出家者のエピソードとして周知されているが、その最初の設齋において齋食の上に仏舍利が出現したり、はてはその仏舍利を鉄で打ち砕こうとしてみたり、水に放り込んでみたり、という出来事が記されている。鉄でも打ち砕くことができず、心に思うままに水中を浮き沈みするおよそ実際にはあり得ない奇跡を確認してはじめて、馬子らは「仏法を保ち信じて、修行すること懈らず」という心境に至る。

当時、外来文化であった仏教をまず取り入れたのは蘇我馬子であったが、新興の仏教に帰依するためには、神秘的な現象が必要だったのだろう。

善信尼たちは、百済に渡り修行した後、帰国し、桜井寺（豊浦寺）に住んだ（崇峻天皇三年三月条）。そうした時代を経て、推古天皇代にはいよいよ仏教が本格的に興隆するのであるが、同時に神も祀られていた。たとえば、次の例のように双方の記事が散見される。

元年の春正月の壬寅の朔にして丙辰に、仏舍利を以ちて、法興寺の刹柱の礎の中に置く。

丁巳に、刹柱を建つ。（推古天皇元年正月）

七年の夏四月の乙未の朔にして辛酉に、地動りて舎屋悉に破たれぬ。則ち四方に令して、地震の神を祭らしむ。

（推古天皇七年四月）

また、先の仏舎利の奇跡とは趣が異なるが、飛鳥寺の仏像建立において、次の有名なエピソードも記されている。

十四年の夏四月の乙酉の朔にして壬辰に、銅・繡の丈六の仏像、並に造り竟りぬ。是の日に、丈六の銅の像を元興寺の金堂に坐せしむ。時に仏像、金堂の戸よりも高くして、堂に納れまつること得ず。是に、諸の工人等、議りて曰く、「堂の戸を破ちて納れむ」といふ。然るに鞍作鳥の秀れたる工、戸を壊たずして堂に入るること得。即日、設齋す。是に会集へる人衆、勝げて数ふべからず。

（推古天皇十四年四月）

現在も「飛鳥大仏」と親しまれている元興寺（現在の鳥形山安居

院)の仏像が完成したとき、金堂の戸よりも高く堂に安置することができなかったという。工人たちが金堂の戸を壊して運び込むしかないかと考えていたところ、仏像を造った鞍作鳥が「戸を壊たずして堂に入るること得」たとある。具体的な方法は書かれておらず、そのことで余計に、手品を見せられたような状況だったものかと想像をたくましくさせる。直後に、この年から四月八日の灌仏会と七月十五日の盂蘭盆会が行われることになったとも記され、同年五月に、推古天皇は鳥の祖父である司馬達等や父多須那、叔母の鳥女(善信尼)らの名をあげて勅を発し、その際にも法興寺での事績を称え、位を授けている。その後の仏教文化の浸透から考えても、これらが極めて重要な挿話であったと理解できる。

その一方で、先にあげた雷神や人魚などとともに、推古紀に挿入された不思議な話の一つとしての色彩も放っているといえよう。

五 おわりに

以上、『日本書紀』推古天皇条の記述を読み直し、現代的な意味での「歴史」や「史実」とはいえない記述を拾い読みしてみた。

『日本書紀』完成間近の七一八年以降にも加筆が認められる推古紀には、推古天皇をどのような人物像として描くべきか、という後代の意思が介在していた。あるべき「歴史」として、記すべき事績

が取捨選択され、再構成されたと考えられる。

『日本書紀』が一書物である以上、当たり前前のを確認したに過ぎないが、それを踏まえた上で、不思議なエピソードも散見されることにも視線を向けた。あるいはそうした、すでに現代では意図をはかりかねるような事柄をも含めて、当時の概念では「歴史」や「史実」であったと考えるべきなのかもしれない。

なお、『万葉集』には『日本書紀』(「日本紀」「紀」含む)からの引用が一七例みられるが、従来は、『万葉集』収載の和歌に関する周辺情報としてとらえられ、現存する『日本書紀』との整合性や万葉歌の歴史的背景を探る資料として扱われてきたといつてよい。ただ、現存の『日本書紀』と同じ記述であれ異なる記述であれ、すべての万葉歌に対してそうした情報が付されているわけではなく、その多寡にも内容にも、未だ考察の余地がある。さらにそれを『日本書紀』の記事と比較検討するとき、双方の記述の違いからあぶり出されてくる認識の相違があるようにも思われる。

本稿で取り上げた推古天皇について、『万葉集』には標目に名があがるだけで歌は収載されていないが、『日本書紀』には御製歌とされた歌が残る。どちらが正しいかという論点ではなく、それぞれの書物の中の推古天皇像をみておきたい。

はじめに記したような『日本書紀』の活用・普及を考える際に筆者が念頭に置いているのは、それが現代の我々にとって何をもち

すか、ということである。たとえば本稿のテーマの場合、古代における女性天皇の再評価や、現代における性差についても考える端緒となり得るだろう。

六国史の始めの書を、文学的な興味関心から見ることには、問題がないわけではない。しかし、文学的に味わうことをまず自らが楽しみ、それを広く提案していくことも、当館のような文化施設に所属する者の責務ではないかと考えている。

※『万葉集』については、原則として中西進校注『万葉集 全訳注原文付』（講談社）に、『古事記』『日本書紀』については、山口佳紀・神野志隆光校注新編日本古典文学全集『古事記』（小学館）、小島憲之・直木孝次郎・西宮一民・藏中進・毛利正守校注新編日本古典文学全集『日本書紀』（小学館）に拠った。

注

① 日本遺産「日本国創成のとき―飛鳥を翔た女性たち―」二〇一五年四月二四日文化庁指定

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/nihon_isan/

② 奈良県「記紀万葉プロジェクト」

<http://www3.pref.nara.jp/miryoku/narakikimanyo/>

③ 喜田貞吉『喜田貞吉著作集 三 国史と仏教史』（平凡社）一九八一年

④ 折口信夫「女帝考」『思索』第三号、一九四六年

⑤ 井上光貞「古代の女帝」『日本古代国家の研究』（岩波書店）一九六四年

⑥ 成清弘和『女帝の古代史』（講談社）二〇〇五年、仁藤敦史『女性の世紀―皇位継承と政争―』（角川書店）二〇〇六年、近江俊秀『道が語る日本古代史』（朝日新聞出版）二〇一二年、など

⑦ E・H・カー著、清水幾太郎訳『歴史とは何か』（岩波書店）一九六二年

⑧ 飛鳥池工房遺跡S1130 溝出土木簡二四四（七世紀後半）

⑨ 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館平成二七年度秋季特別展「人のかたちの埴輪はなぜ創られたのか」（会期：二〇一五年一〇月三日）（一二月二三日）

⑩ 上田正昭「女帝―古代日本の光と影―」（講談社）一九七一年

⑪ 仁藤敦史『女性の世紀―皇位継承と政争―』（角川書店）二〇〇六年

⑫ 中西進「万葉集の成立」『万葉集 全訳注原文付』一九七八年

⑬ 西暦八〇〇年、ローマ教皇レオ三世は、フランク王国の国王カールを「ローマ皇帝」として戴冠式を実施した。

⑭ 小島憲之・直木孝次郎・西宮一民・藏中進・毛利正守校注『新編日本文学全集3 日本書紀②』（小学館）一九九六年

⑮ 水野柳太郎「日本書紀における敏達天皇と推古天皇の記載」『日本書紀研究 第二十四冊』二〇〇二年

⑯ 土橋寛『古代歌謡全注釈 日本書紀編』（角川書店）一九七六年

⑰ 難波宮跡前期難波宮内南西隅付近出土「はるくさ」木簡（七世紀中頃）

⑱ 井上薫「日本書紀伝来記載考」『古代日本の政治と宗教』（吉川弘文館）一九六一年、および注15